

(平成19年7月3日 庁議)

部等名

観光部

件名	山梨県観光懇話会の設置について(報告)
経緯	山梨県の観光振興のあり方を検討し、観光の再生に向けた施策の推進に資するため、山梨県観光懇話会を設置する。
内容	<p>設置根拠</p> <p>山梨県観光懇話会設置要領</p> <p><組織> 13人で構成</p> <p><所掌事項> 次に掲げる事項について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">・山梨ならではの観光地づくりに関すること。・国際的視点に立った観光振興に関すること。・新たな宣伝戦略の構築に関すること。・その他観光振興に関し必要な事項に関すること。 <p><専門部会> 所掌事項の一部に係る検討を行うため、専門部会を置く。</p> <p>懇話会の構成</p> <p>別紙のとおり</p> <p>第1回懇話会の開催予定</p> <ul style="list-style-type: none">・日時 平成19年7月5日(木) 午後2時~4時・場所 古名屋ホテル (甲府市中央一丁目7-15)

山梨県観光懇話会設置要領

(設置)

第1条 山梨県の観光振興のあり方を検討し、観光の再生に向けた施策の推進に資するため、山梨県観光懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 山梨ならではの観光地づくりに関すること。
- (2) 国際的視点に立った観光振興に関すること。
- (3) 新たな宣伝戦略の構築に関すること。
- (4) その他観光振興に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、知事が委嘱し、又は任命する別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、座長は委員の互選によって選出する。

- 2 座長は会務を総理する。座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 3 座長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、これを主宰する。

(専門部会)

第7条 懇話会は、第2条に規定する事項の一部に係る検討をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき者は、委員の中から座長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は座長が指名する。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会長について準用する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、観光企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則 この要領は、平成19年7月3日から施行する。

山梨県観光懇話会委員名簿

	氏 名	主 な 役 職
1	おさの つねお 小佐野 常夫	富士河口湖町長 (観光カリスマ)
2	おざわ まこと 小澤 誠	株式会社 藤二誠 代表取締役
3	かきざわ こうじ 柿澤 弘治	山梨県特別顧問
4	こうの ようこ 河野 暢子	富士野屋夕亭 代表取締役社長
5	こが まなぶ 古賀 学	社団法人 日本観光協会総合研究所 所長
6	しむら ただよし 志村 忠良	英雅堂グループ 代表取締役
7	たんざわ りょうじ 丹沢 良治	株式会社 タンザワ 代表取締役
8	なかごめ のりこ 中込 紀子	酒蔵ギャラリー『六斎』店長 (株式会社 萬屋醸造店・酒蔵「春鶯囀」)
9	ふなき じょうじ 舩木 上次	萌木の村 株式会社 代表取締役社長 (観光カリスマ)
10	みさわ しげかず 三沢 茂計	中央葡萄酒 株式会社 代表取締役社長
11	めぐり ようこ 廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授 国土交通省運輸審議会委員
12	もー ばんふ 莫 邦富	作家 ジャーナリスト
13	やまだ くにあき 山田 邦明	社団法人 日本旅行業協会 関東支部 山梨県地区会 会長 株式会社 JTB関東甲府支店 支店長

(五十音順・敬称略)